用語の解説

【か行】

〇介護給付

障害福祉サービス中、該当するサービスは9種類あり、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所の支援のこと。

〇権利擁護

自己の意思表示の困難な知的障がいのある方などに代わって、援助者が代理と してその権利やニーズの獲得を行うこと。

〇子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設などにおいて一時的に預かるショートステイ、トワイライトステイ。

【さ行】

〇障害児通所支援

O歳から小学校入学前まで(未就学児童)の子どもを対象とした『児童発達支援』『医療型児童発達支援』、小学生から18歳まで(就学児童)の子どもを対象とした『放課後等デイサービス』、保育所などを利用している子どもに対して訪問などを行う『保育所等訪問支援』の総称。

〇支援利用計画

お子さんの状況や保護者の希望を聞き、相談支援専門員が作成するもので、課題や目標、支給日数などを記載したもの。

〇障害児相談支援事業

障害児通所支援を利用する際に、サービスが効果的に利用できるようにお子さんや保護者の方と相談支援専門員が相談して、支援利用計画を作成すること。通 所支援開始後は一定期間ごとに利用状況の検証と見直しを行うこと。

〇時間外保育事業

保育所などで11時間を超えて保育を行う事業。

【た行】

〇地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を充実 する事業です。主な事業例は、次のとおりです。(草加市で実施していない事業 も含みます。)

『利用者支援事業』『放課後児童クラブ』『一時預かり』『病児保育』『ファミリー・サポート・センター事業』『地域子育て支援拠点事業』『子育て短期支援 事業』『乳児家庭全戸訪問事業』『養育支援訪問事業』『妊婦健康診査』

〇地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を提供する事業。

〇通所受給者証

支給量や通所支給決定の有効期間などを記載したものです。

〇特別支援学校

障がいにより学習上・生活上の困難がある子どもに対して、特別支援教育の理 念に則った教育を行う学校。

【な行】

〇難病

難病とは、①原因不明、治療法未確立だあり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、②経過が慢性にわたり、経済的な問題のみならず介護の著しく人手を要するため家庭の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病。

【は行】

〇発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これらに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものをいいます。

〇病児保育事業

病児、病後児を対象とした子どもを一時的に保育する事業。

〇ファミリー・サポート・センター事業

依頼会員と援助会員で構成する子どもの送迎・預かりサービス。

〇放課後児童健全育成事業

放課後、自宅に保護者がいない小学生に遊びと生活の場を提供し、児童の健全 育成を行う事業。

〇補装具

身体に障がいの身体の一部の欠損又は機能の障がいを補い、日常生活を容易に するために用いられるもので、盲人安全つえ、補聴器、義肢、車いすなどがあり ます。

【ら行】

〇療育手帳

知的障がいのある方に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある方に対し申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として県知事が交付するもの。障がいの程度によって、⑥(最重度)、A(重度)、B(中度)、C(軽度)の4段階に区分されています。